

2020年12月4日

大阪医科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科大学
学長 大槻 勝紀

【第14報(緊急版)】新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の基本方針及び
教職員・学生の行動指針について—全文版—
(第14報対象期間：2020年12月4日～12月31日)

11月末に本学学生が新型コロナウイルスに感染し、複数の学生が濃厚接触者として、登校禁止になっています。

また、一部のクラブでは、事後に新型コロナウイルスへの感染が判明した部外者と交流があったことにより、クラブ所属の学生が自宅待機になる等、クラブ活動を介した感染拡大が危惧されています。

これを受けて、すでにユニバーサル・パスポートで通知したとおり、**学内・学外を問わず、対面・会合等によるクラブ活動(含、クラブ勧誘活動)を全て禁止します。禁止期間は、12月末までとします。**

先日、第13報を発表したところですが、上記の事由により、この第14報を緊急版として適用します。なお、第13報からの変更点は、黄色の網掛け部分のみとなります。

1. 基本的学部共通事項

1) 学生の正課外活動について

①会食等について

学内外を問わず、密な集まりを禁止します。特に感染リスクのある下記施設への出入りを厳禁します。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店
- ・パチンコ店、ネットカフェ、雀荘等の遊興施設

上記事項に反する行為・行動が確認された場合には、大阪医科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

②クラブ活動について

学内・学外を問わず、対面・会合等によるクラブ活動(含、クラブ勧誘活動)を全て禁止します。

また、学内施設を利用した個人でのトレーニングや活動も禁止します。

ただし、3密(密閉・密集・密接)を回避できる条件下でのオンライン・クラブミーティングやウェブ・メンタルトレーニング等はこの限りではありません。

また、個人の運動機会を制限するものでもありません。使用するスポーツ施設等のレギュレーションに従い、十分な感染対策の上、スポーツ施設等を利用してください。

上記事項に反する行為・行動が確認された場合には、大阪医科大学学生等懲戒規程による処分の対象とするとともに、今後、他のクラブの活動が再開された後も引き続き当該クラブの活動停止を命じることがあります。

2) 学生のアルバイト等について

期間中の学生アルバイトは、以下の条件を満たすことを前提として、感染予防に十分に留意すること。

- ①感染リスクが高い遊興施設ではない
- ②3密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイトによる収入を遊興費を除く生活費や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④感染した場合、追跡が可能な方策(新型コロナ接触確認アプリ”COCOA”等)をとっている
- ⑤合理的にやむを得ないと判断された状況以外で感染した場合は自己責任となることを理解している

- 3) 学部オープンキャンパスについて
12月の出願開始に伴い、予約制の学内施設見学及びオンライン個別相談会は終了します。
- 4) 学生の定期健康診断について
学生の定期健康診断については、各学部での時間割等を勘案し順次実施しています。
なお、就職試験等で健診結果の提出を求められた場合は、保健管理室に相談してください。
- 5) 教職員及び学生の海外渡航について
引き続き、感染拡大防止の観点から、海外渡航は全面的に禁止します。なお、海外から帰国した者は、2週間の自宅待機を指示します。
- 6) 学内での学会、研修会及び勉強会等について
大学関係者あるいは学外者が主催する、会場として大学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等については、以下の事項を条件として実施を許可します。
 - ・会食を伴わないこと
 - ・会場の収容定員の50%程度の参加者数であること
 - ・事後に参加者の名簿を提出すること

2. 医学部に関する事項

- 1) 講義及び実習関係について
 - ① 講義・実習に関する方針
 - ・昼食(昼休み)を挟む時間割設定を行う。各学年の昼食会場を設定する。
 - ・面接授業においては、2つ以上の講義室(学Ⅰ-学Ⅱ講堂、P301-302)を用いて座席指定で行う。
 - ・面接授業の他、遠隔授業及び課題等を活用し、学習機会の確保に努める。**(感染拡大の場合は、学年単位もしくは全学年で遠隔授業に切り替えることもある)**
 - ・試験においては、2つ以上の講義室を用いて行う。
 - ② 感染対策についての方針
 - ・学生および教員のマスク着用を必須とする。場合によりフェイスシールドの着用も行う。
 - ・各教室前に手指消毒剤を設置する。
 - ・可能な範囲で教室の換気を行う。
 - ・面接授業前に健康チェックを行う。その対応は保健管理室のマニュアルに従う。
 - ・実習における対応は、上記に加え、実習ごとに対応策を検討・実施する。
 - ・臨床実習(5年生)は、附属病院および各教室(各診療科)の方針に従う。
 - ・**各学年掲示板および各教室、ロッカー室等に掲示している「新型コロナウイルス感染症への対策」を遵守する。**
- 2) **自学自習室の貸し出しについて**
引き続き、医師国家試験に向けて、自学自習用の小部屋を6年生に限り貸し出します。
貸し出し時間等の変更については、別途ユニバーサル・パスポートで周知します。
例年行っている学生ごとの部屋への割り当ては行いません。
- 3) 5年生のマッチングのための他病院見学について
5年生の12月休暇期間を利用しての他病院への見学については、事前に「他病院見学届」を学務課に提出し、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

3. 看護学部に関する事項

- 1) 講義形態はハイブリッド型授業を基本とし、演習科目は全員登校で2つの教室や講堂を使用して面接授業を行います。
- 2) 実習科目は、感染予防を徹底したうえで臨地における実習を基本とします。
- 3) 4年生は、外部施設での実習や授業で大学に登校する際にはチューターあるいは科目責任者の指示を

仰ぐこととします。

4) 昼食は指定の場所でとってください。

4. 医学研究科に関する事項

3 密回避の条件下で可能な限り面接授業とする。ただし、勤務先の方針等により登校が困難な学生に対しては、遠隔授業の併用等を配慮する。

5. 看護学研究科に関する事項

- 1) 感染予防対策を徹底したうえでの面接授業を基本とし、場合によって遠隔授業を実施します。
- 2) 研究及び実習（高度実践コース）の実施は指導教員の指示にしたがってください。
- 3) 研究室を利用する際は入退室記録を記すとともに、利用上の留意点を厳守してください。

※この基本方針は12月4日現在のものであり、今後、社会情勢を鑑みて、その内容を変更する可能性があります。また、大学・附属病院関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合には、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針に変更等がある場合は、随時、ユニバーサル・パスポートや本学WEBサイト等で周知します。

以 上